

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)				(法務省)			
事業名	東日本大震災に係る人権擁護活動の充実強化		担当部局庁	人権擁護局			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	総務課			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅲ-10-(1) 人権の擁護			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条 人権擁護委員法		関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」、人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定。平成23年4月一部変更)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災に伴い、被災地からの避難者に対するホテルでの宿泊拒否や避難先でのいじめなどの人権侵害事案が数多く発生していると報道され、また、今後も長期化する避難生活など震災に起因する生活不安・ストレス等から、様々な人権侵害事案が発生することが十分予想されるところである。 本事案は、このようなことを踏まえ、シンポジウムなどの人権擁護活動を展開し、人権侵害事案の発生を未然に防止するものである。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
				6			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	<small>【定量的な成果指標が示せない理由】 基本的人権が尊重される社会が実現されたかどうかについては、活動指標の増減をもって成果指標を設定し、その達成度を数値で測れるものではないため、定量的な成果指標を示すのは、困難である。</small>				①シンポジウム参加数 ②人権擁護活動数	人 回数	(300) (2,000)
単位当たりコスト	①5,163(円/人) ②2,000(円/回数)			算出根拠	①シンポジウム予算額:1,548,900円/参加予定数:300 ②人権擁護活動予算額:4,000,000円/活動回数:2,000		
項 目				内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				提言では、「避難所・仮設住宅等の生活者を中心に、心のケアや(中略)支援が強く求められている。」とされ、基本方針においても、「被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。」とされており、整合性はとれている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災に伴い、長期化する避難生活からプライバシー侵害や原発事故に伴う風評による人権侵害等の様々な人権問題が発生しており、今後も誤った情報や思い込み等によって、新たな人権侵害事案が発生することが十分予想され、それを防止する必要性から、優先度が高い事業といえる。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				過去に実施した人権に関するシンポジウムにおけるアンケート結果によると、おおむね高評価を得ている。また、人権擁護委員による人権教室などの人権擁護活動は、学校から拡大要望があるなど高評価を得ている。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				シンポジウム活動については、新規事業であるため、効果検証は実施後に行うこととなる。なお、シンポジウムについては、新聞等のメディアに取り上げられるなど、二次的な啓発効果も見込める活動である。また、人権教室などの人権擁護委員活動については、各法務局において実施報告等から効果等の検証を行っている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				シンポジウム活動は、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担う(財)人権教育啓発推進センターへの委託事業であり、開催地自治体とも連携を取りながら実施するため、役割分担は明確である。また、人権擁護委員による人権擁護活動についても、国の人権擁護機関としての活動であり、役割分担は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				シンポジウム活動については、震災に伴う人権侵害事案の発生を防ぐことを目的としており、これまではチラシやポスター掲示等の啓発活動を中心に各地で行っていたが、震災後約1年を迎える時期にシンポジウムを被災地において効果的に実施する予定である。また、人権擁護委員による人権擁護活動も、各法務局単位で計画的に実施する。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				シンポジウム活動については、(財)人権教育推進センターへの委託事業であり、事業の迅速な着手・執行が可能である。また、企画段階から当省も関し、透明性の確保、適切な進行管理についても問題はない。人権擁護委員活動についても各法務局において事業の執行などを適切に管理することになっている。			

震災に伴う人権擁護活動の充実強化

現状

平成23年3月11日
東日本大震災発生



●震災に伴い様々な人権問題が生起

- ・ 福島第一原発事故に伴う風評等に基づく人権問題
- ・ 被災者の避難生活に伴って生起するプライバシー侵害等の人権問題など

必要となる措置

- 人権侵害の発生の予防
- 人権侵害の早期発見
- 実効的な被害者の救済

人権擁護活動を継続的
に行う必要がある！

●これまでに講じた緊急施策

- ・ 避難所等での特設相談所の開設
- ・ 法務省ホームページへの緊急メッセージ掲載
- ・ 全国の法務局、地方法務局における、チラシの配布、公共機関やコンビニエンスストア等でのポスター掲示等の人権啓発活動の実施
- ・ ラジオスポットCMの放送
- ・ 震災関連の人権啓発デジタルコンテンツを法務省の動画サイトへの掲載

●復興の過程において、今後も様々な人権問題の発生が想定

原発事故の
収束作業

長期化

更なる風評による
いじめや差別の発生

避難生活

長期化

疲労・ストレスに起因する
様々なトラブルや課題が発生

対策

1

震災に関する人権シンポジウム開催

例えば・・・

- 放射線に伴う風評被害防止のためのシンポジウム
- 被災地での支援活動と日々変化する被災者からのニーズに対し、身近なことからできることを各界の有識者らが訴えるシンポジウム

マスメディアを通して、さらに人権意識を広めることができる

●根拠のない思い込みや偏見をなくす

→人権侵害の発生を未然に防止

●被災者の人権に配慮した内容を盛り込む

→復興に向けた被災者の心のケア



2

人権擁護活動の充実強化

●被災地における人権相談の実施

→人権擁護委員が避難所・仮設住宅等に赴き、積極的に「声掛け」を行ったり、啓発チラシや相談電話番号周知カードを配布したりして、被災者の心のケアをする。



●震災に関する人権教室の実施

→放射線被ばくについての風評等に基づくいじめを予防するための人権教室を行う。

同時に

- ・被災した子どもに対しての心のケア
- ・被災地以外の子どもに対しても震災に関連した人権意識の拡大を図る。

